News Release　　北陸電力

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

平成22年10月29日
北陸電力株式会社

当社は、平成22年10月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．自己株式の取得を行う理由
　　株主価値の向上を図るため

２．取得に係る事項の内容
（１）取得する株式の種類　　当社普通株式

（２）取得する株式の総数　　５００万株（上限）
〔発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合２．３％〕

（３）株式の取得価額の総額　１００億円（上限）

（４）取得期間　　平成２２年１１月　１日から
　　　　　　　　　平成２３年　１月３１日まで

＜ご参考＞
平成22年9月30日時点の自己株式の保有状況
・発行済株式総数（自己株式を除く）２１３,９００,７８４株
・自己株式数　６,４３２,９１０株

以　上